

群馬県障害児通所支援事業所等物価高騰対策補助金 交付要綱

(通 則)

第1条 群馬県障害児通所支援事業所等物価高騰対策補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内で交付するものとし、補助金の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 物価高騰等に直面する障害児通所支援事業所等に対して、燃料費等の高騰分に対して補助を行うことにより、安定的な障害児通所支援の提供体制を維持することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付対象となる事業所等は、群馬県内に所在する児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスに限る。)を行う事業所等とし、その設置主体である法人(以下「事業者」という。)に対して補助金を交付する。ただし次の各号に掲げる事業者を除く。

- 一 令和4年12月1日時点で、児童福祉法第21条の5の3に基づく群馬県又は前橋市若しくは高崎市の指定を受けていない者
- 二 申請日時点で事業の廃止又は休止を行っている者(申請日以降令和5年3月31日までに廃止又は休止を行った者を含む)
- 三 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、食材費、電気料金、燃料費の高騰を理由として利用者負担の額を引き上げた者。ただし、申請日時点までに利用者に当該引き上げ額の返金等を実施し、利用者への価格転嫁を解消した場合においては、交付対象者として取り扱うものとする。

(欠格事由)

第4条 この補助金の対象となる事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- 一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))
- 二 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))
- 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- 四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

- 五 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める対象事業ごとに、第2欄に定める対象経費の支出がある場合に、それぞれ次によって算出した額の合計額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ 食材費及び電気料金 第3欄に定める基準額に、今年度の事業所の定員及び今年度において事業を実施した月数を乗じて得た額。なお、年度の途中で定員の変更があった場合は、第3欄に定める基準額に、変更前の定員及び今年度において当該定員で事業を実施した月数を乗じた額と第3欄に定める基準額に、変更後の定員及び今年度において当該変更後の定員で事業を実施した月数を乗じた額との合計額とする。(利用者がいなかった月は事業を実施した月数に算入できないものとする。)

ロ 燃料費 第3欄に定める基準額に、今年度において事業を実施した月数を乗じて得た額(利用者がいなかった月は事業を実施した月数に算入できないものとする。)

2 交付額の算定における多機能型事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第2条第1項第13号に規定する多機能型事業所をいう)の定員の考え方については、別に定めるところによる。

1 対象事業	2 対象経費	3 基準額
児童発達支援 (児童発達支援センターを含む)	食材費	300円
	電気料金	199円
	燃料費	1,179円
放課後等デイサービス	食材費	57円
	電気料金	39円
	燃料費	1,179円

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

- 一 事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助金の交付決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

- 二 この補助金と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 三 この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- 四 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその全部または一部の返還を求めることができる。

- 一 規則第13条第1項に該当したとき
- 二 この要綱により、知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- 三 その他補助金の受領について、不正な行為があったとき

(申請手続)

第8条 補助金の交付の申請は、交付申請書（別記様式第1号）を知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付決定)

第9条 知事は、前条の規定による交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第6条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定し、事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査において必要と認められる場合は、所要の調査を行うとともに、資料の提出を求めることができるものとする。

(実績報告)

第10条 この補助金の交付を受けた事業者は、知事が別に定める日までに、事業実績報告書（別記様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、第10条による実績報告書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、事業者に通知するものとする。

(交付の方法)

第12条 知事は、第5条に基づき算定した交付額を概算払し、前条による額の確定後、精算する。

2 前項にかかわらず、知事は、必要に応じて前条による額の確定後に補助金を支払うことができる。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(その他)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、知事はその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月29日に施行し、令和4年4月1日から適用する。